

## 配置薬の定期訪問で

### 健康食品を勧められたけど



### 薬ではなかったのね!

「体に良い」と勧められて、健康食品をたくさん購入したが「こんなに飲みきれない、どうしよう」という相談が入りました。健康食品が新たな契約であれば、訪問販売となります。この場合はクーリング・オフが適用になります。「効果がある」と勧めるのは「薬事法」に触れる可能性があります。

トラブルの相談は早めに

札幌市消費者センター(728-2121)にご相談ください。